

# 議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

人事課 人事担当

## 議案名

議案第65号 桐生市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例案

## 趣旨・目的

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、同職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

## 概要

### 1 勤務時間、週休日等

勤務時間	フルタイム	休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
	パートタイム	上記の勤務時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。
週休日	フルタイム	日曜日及び土曜日
	パートタイム	日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
勤務時間の割振り	フルタイム	1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る。
	パートタイム	1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る。
週休日の振替	フルタイム	週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
	パートタイム	

### 2 時間外勤務

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、時間外勤務をすることを命ずることができる。

### 3 休暇の種類

年次有給休暇及び特別休暇とする。

(施行期日：令和2年4月1日)

## 背景・経過

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が、平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日より施行されます。

(改正内容)

## 1 地方公務員法の一部改正

多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加していますが、自治体により任用の扱いが様々であることから、以下の点について改正が行われました。

- (1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化
- (2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

## 2 地方自治法の一部改正

地方自治体の非常勤職員には期末手当が支給できないため、地方公務員法の改正による適正な任用の確保に伴い、期末手当の給付に関する規定が整備されました。